

環境委員会資料

1 令和5年第5回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第175号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

港 湾 局

(令和5年11月21日)

議案第 175 号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 の制定について

1 改正の概要

ふ頭用地の使用料の額及び利用料金の上限額を改定し、並びに 1 日を単位として定めるふ頭用地使用料及びふ頭用地利用料を新設するため改正するもの

2 改正の主な内容

(1) ふ頭用地の使用料の額及び利用料金の上限額の改定

ア 電柱 1 本 1 月までごとに

280 円～580 円 → 280 円～590 円

イ 電話柱 1 本 1 月までごとに

250 円～550 円 → 250 円～560 円

ウ 地下埋設管 1 月 1 メートルまでごとに

20 円～480 円 → 20 円～490 円

(2) 1 日を単位として定めるふ頭用地使用料及びふ頭用地利用料の新設

祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける次の物件に係るふ頭用地使用料及びふ頭用地利用料を新設する。

種別	使用料又は利用料金	
	単位	金額
露店等	1 日 1 平方メートルまでごとに	98 円
旗ざお	1 本 1 日までごとに	98 円
幕	1 日 1 平方メートルまでごとに	98 円

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

4 改正理由

前回の改定（令和3年4月1日施行）後におけるふ頭用地使用料及びふ頭用地利用料の算定基礎となっている固定資産税評価額の変動を考慮し、道路占用料に準拠し改定を行う。

また、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける露店等、旗ざお及び幕について、臨港道路等におけるイベントに伴う利用が見込まれることから、1日単位のふ頭用地使用料及びふ頭用地利用料の新設を行う。

5 増収見込額

約230万円

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																					
<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、<u>第10号（1月未満の利用に係る使用料に限る。）</u>）及び第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) ふ頭用地使用料 別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(11)～(20) 略</p> <p>2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>別表第1（第13条、第13条の2関係） ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">使用料又は利用料金</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電柱</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="3">1本1月まで ごとに</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td><u>440円</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td><u>590円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電話柱</td> <td>第1種電話柱</td> <td rowspan="3">1本1月まで ごとに</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td><u>410円</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td><u>560円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の柱類</td> <td>1本1月まで</td> <td>25円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		使用料又は利用料金		単位	金額	電柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	280円	第2種電柱	<u>440円</u>	第3種電柱	<u>590円</u>	電話柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	250円	第2種電話柱	<u>410円</u>	第3種電話柱	<u>560円</u>	その他の柱類		1本1月まで	25円	<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号及び第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) ふ頭用地使用料 別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(11)～(20) 略</p> <p>2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>別表第1（第13条、第13条の2関係） ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">使用料又は利用料金</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電柱</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="3">1本1月まで ごとに</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電話柱</td> <td>第1種電話柱</td> <td rowspan="3">1本1月まで ごとに</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の柱類</td> <td>1本1月まで</td> <td>25円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		使用料又は利用料金		単位	金額	電柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	280円	第2種電柱	430円	第3種電柱	580円	電話柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	250円	第2種電話柱	400円	第3種電話柱	550円	その他の柱類		1本1月まで	25円
種別				使用料又は利用料金																																																			
		単位	金額																																																				
電柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	280円																																																				
	第2種電柱		<u>440円</u>																																																				
	第3種電柱		<u>590円</u>																																																				
電話柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	250円																																																				
	第2種電話柱		<u>410円</u>																																																				
	第3種電話柱		<u>560円</u>																																																				
その他の柱類		1本1月まで	25円																																																				
種別		使用料又は利用料金																																																					
		単位	金額																																																				
電柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	280円																																																				
	第2種電柱		430円																																																				
	第3種電柱		580円																																																				
電話柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	250円																																																				
	第2種電話柱		400円																																																				
	第3種電話柱		550円																																																				
その他の柱類		1本1月まで	25円																																																				

改正後				改正前							
共架電線	電柱に共架する場合		ごとに		290円	共架電線	電柱に共架する場合		ごとに		280円
	電話柱に共架する場合		共架柱1本1月までごとに		310円		電話柱に共架する場合		共架柱1本1月までごとに		310円
公衆電話所			1個1月までごとに		510円	公衆電話所			1個1月までごとに		500円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1個1月までごとに		210円	郵便差出箱及び信書便差出箱			1個1月までごとに		210円
送電塔			1月1平方メートルまでごとに		510円	送電塔			1月1平方メートルまでごとに		500円
特別高圧架空送電線			1月1メートルまでごとに		9円	特別高圧架空送電線			1月1メートルまでごとに		9円
地下埋設物	埋設管その他これに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに		20円	地下埋設物	埋設管その他これに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに		20円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			29円			外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			28円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			43円			外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			42円
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			57円			外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			56円
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			86円			外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			85円
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110円			外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140円			外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140円

改正後					改正前					
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円			外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円	
		外径1メートル以上のもの		<u>490円</u>			外径1メートル以上のもの		480円	
	その他のもの		1月1平方メートルまでごとに		<u>490円</u>	その他のもの		1月1平方メートルまでごとに		480円
架空工作物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	230円	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	230円		
		外径0.4メートル以上のもの		<u>570円</u>			外径0.4メートル以上のもの		560円	
	支持物		1月1平方メートルまでごとに		<u>570円</u>	支持物		1月1平方メートルまでごとに		560円
	その他のもの		1月1平方メートルまでごとに		<u>570円</u>	その他のもの		1月1平方メートルまでごとに		560円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物		1月1平方メートルまでごとに		<u>510円</u>	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物		1月1平方メートルまでごとに		500円	
広告塔及び看板類		1月1平方メートルまでごとに		<u>980円</u>	広告塔及び看板類		1月1平方メートルまでごとに		890円	
工事のための一時作業所又は工所用材料置場		1月1平方メートルまでごとに		170円	工事のための一時作業所又は工所用材料置場		1月1平方メートルまでごとに		170円	
港湾貨物の一時置場		1月1平方メートルまでごとに		120円	港湾貨物の一時置場		1月1平方メートルまでごとに		120円	
事務所及びその附属施設		1月1平方メートルまでごとに		290円	事務所及びその附属施設		1月1平方メートルまでごとに		290円	
<u>祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設</u>		<u>1日1平方メ</u>		<u>98円</u>	<u>(新設)</u>					

改正後				改正前			
ける露店、商品置場その他これらに類する施設	一トルまでごとに						
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける旗ざお	1本1日までごとに	98円		(新設)			
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕	1日1平方メートルまでごとに	98円		(新設)			
その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める。			その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める。		
備考				備考			
<p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話柱その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 共架柱とは、共架電線を支持する電柱又は電話柱をいう。</p> <p>5 広告塔及び看板類並びに祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕の表示面積が利用の面積より大きいときは、表示面積をもって利用の面積とする。</p>				<p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話柱その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 共架柱とは、共架電線を支持する電柱又は電話柱をいう。</p> <p>5 広告塔及び看板類の表示面積が利用の面積より大きいときは、表示面積をもって利用の面積とする。</p>			